

令和7年度東京地方最低賃金審議会 第4回専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年8月5日（火） 午後3時00分から午後6時17分
- 2 場 所 東京労働局九段第三合同庁舎13階 賃金相談室
- 3 出席状況 公益代表委員2名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名
- 4 議 題
 - (1) 金額審議
 - (2) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

労働者側委員から

- ・ 中央最低賃金審議会の審議過程は尊重したいが、目安は目安であるので、参考として、これからの審議に臨みたい。
- ・ 連合東京の賃上げの調査結果5.23%に、2024年6月から2025年5月までの1年間の実質賃金の前年同月比の平均が-0.84%であったことから0.84%を足し、そこに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」にもあったように、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇が必要であることから、1%を足し合わせた7.07%の最賃引上げが必要である。

との主張がなされた。

使用者側委員から

- ・ 賃上げ状況については各種資料から2%台から4%台となっており、物価上昇についても帰属家賃を除く総合指数で6月までの9ヶ月の平均で3.4%であり、中央最低賃金審議会の示した目安を東京都に当てはめた場合の5.4%という数字は、極めて高い数字だと受け止めている。
- ・ 最低賃金の上昇幅が5%を超える水準で議論が進んでいくのであれば、企業には賃金原資の確保等の一定の準備期間を必要とすることから、発効日については年明けの1月1日を基準に考えていきたい。

との主張がなされた。

(2) 次回、第5回専門部会は、8月6日午後1時30分から開催することとされた。